

(証券コード6346)

2022年6月14日

株 主 各 位

三重県伊勢市朝熊町3477番地36

キクカワエンタープライズ 株式会社

代表取締役社長 菊 川 厚

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後4時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ・ 新型コロナウイルス感染が懸念される状況が続いておりますので、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・ 本総会は、適切な座席間隔の確保やアルコール消毒等の実施など、出来得る限りの感染症防止対策を講じる予定ではありますが、当日ご出席される株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意の上マスク等をご着用いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 三重県伊勢市吹上1-11-31
伊勢シティホテル2階 桃山の間
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。




なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、加えて今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kikukawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。



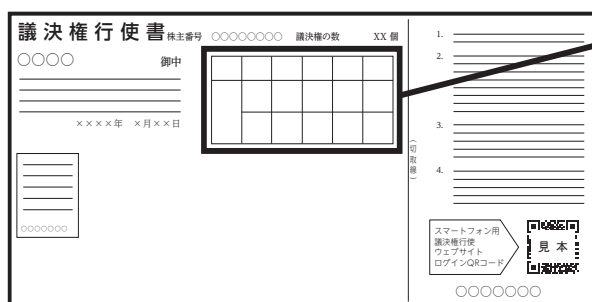
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年6月29日（水曜日）<br/>午前10時</p> |  <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月28日（火曜日）<br/>午後4時45分到着分まで</p> |  <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月28日（火曜日）<br/>午後4時45分入力完了分まで</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号・第2号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

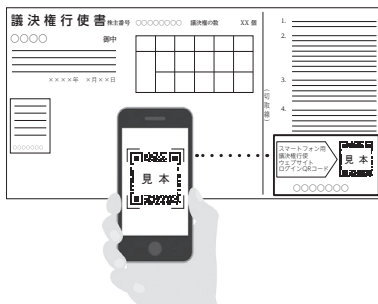
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

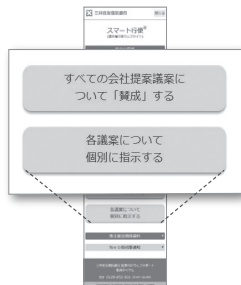
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

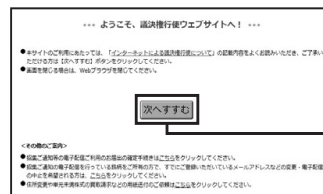
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



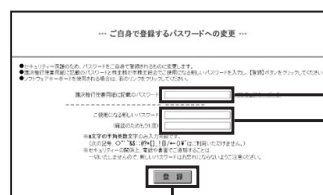
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における世界経済は、2年以上にわたる新型コロナウイルス（COVID-19）の感染蔓延により、多くの業種においての企業活動は、海外への往来制限や物流機能の停滞など甚大な悪影響を受け続けました。

そのような中で、2022年2月下旬に勃発した国際的な紛争行為は、原油などの資源価格の高騰をもたらすとともに、未だ収束への行方を見通す事が出来ない状況が続いております。

日本経済につきましては、当社製造機械と関連の深い業界動向に着目しますと、木工機械関連では、国土交通省が発表した2021年度の新設住宅着工戸数は86万5,909戸となり、新型コロナ禍で受注件数が大きく落ち込んだ前年の反動で前年比6.6%増と3年振りの増加となりました。しかしながら、昨年春頃から輸入木材の価格が高騰したことにより、いわゆるウッドショックが発生している事などにより建設単価が高騰しており、これによる買い控え傾向が懸念されております。

また、工作機械関連では、日本工作機械工業会が発表した2021年度の受注額は、前年度比約68.7%増の1兆6,677億円となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく落ち込んだ前年度から国内外共にV字急回復を果たしました。

このような事業環境のもと、国内の顧客業界に対しては、自給率の回復傾向が鮮明となっている国産木材の活用提案を図ると共に、顧客工場の省力化に資する技術開発を同時に推進して参りました。また、年間を通して往来が極めて困難であった海外業務につきましては、当社機械の据付作業に大きな制約を受け続けておりますが、可能な限りオンラインミーティングなどの手法を用いながら、与えられた環境においての自社ブランド価値を守り抜くため、関係企業や顧客との間にて密接な企業連携を取り続けました。

その結果として、売上面につきましては、国内においては前年比0.4%増

の32億9,100万円となりましたが、海外への輸出が前年比22.1%減の8億8,400万円と減少したことなどが影響し、全体では前年比6.2%減の41億7,500万円と3年連続の減収となりました。なお、機種別の内訳としましては、木工機械は国産材を加工する工場の設備増強を中心として、前年比10.3%減の29億2,600万円、工作機械は前年比4.9%増の12億4,900万円となっております。

損益面につきましては、売上が減少したことによる工場稼働率の低下や自社製品に採用している各種部品の仕入価格や物流経費が下半期に著しく高騰したこと、また前年度は殆ど行えなかった展示会への出展など企業運営に付随する経費が増加に転じたことにより、営業利益328,788千円（前年度は712,194千円）、経常利益452,363千円（前年度は862,232千円）、当期純利益336,191千円（前年度は590,017千円）と、それぞれ2年振りの減益となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、42,073千円であります。

これは主に車両運搬具及び機械装置の取得であります。

## ③ 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は、自己資金を充当いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分        | 第138期<br>(2019年3月期) | 第139期<br>(2020年3月期) | 第140期<br>(2021年3月期) | 第141期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高        | 7,440,303           | 4,920,900           | 4,453,045           | 4,175,313                      |
| 当期純利益      | 1,500,441           | 476,588             | 590,017             | 336,191                        |
| 1株当たり当期純利益 | 1,213円54銭           | 386円32銭             | 478円22銭             | 272円60銭                        |
| 総資産        | 12,704,934          | 11,929,772          | 12,510,417          | 12,557,295                     |
| 純資産        | 10,034,657          | 10,211,994          | 10,787,074          | 10,778,404                     |
| 1株当たり純資産額  | 8,134円20銭           | 8,278円21銭           | 8,742円33銭           | 8,818円65銭                      |

(注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

まずは、新型コロナウイルスの感染防止対策を尽くした上で、海外への往来制限により滞っている顧客への据付作業やメンテナンスサービスについて適切な対応を再開して行くことが、重要な課題と認識をしております。また、国際紛争や円安からもたらされる、主要材料の急速なインフレ傾向や長納期化にも直面しております。

木工機械においては、資源高や人手不足などによる住宅建設コストの急速な高騰が当面の懸念材料ですが、SDGsの観点からも環境に優しい再生資源である木材の活用は、住宅産業に留まらず各種公共建築物にも拡がりつつあります。また、コロナ禍において米国や欧州などで原木の供給減と低金利による需要拡大が同時に発生した事などにより、世界中に「ウッドショック」と呼ばれる木材価格の高騰状況が発生しておりますので、当社として代替材料としての国産材の商品開発に求められる技術開発を心掛けて行きます。

また、工作機械においても、世界中での様々な業態において需要回復が続いていますので、次世代型を見据えた自動車産業、技術イノベーションを図る各種IT関連産業などに、当社製機械が活用される可能性を追究して行きます。さらに、製造面においては、中長期的な発展を加速するために、2022年末を目標に研究開発を行う新棟の建築に着手しておりますが、今後も効率的かつ先進的な工場運営を常に心掛け、新製品の開発と並行して技能の継承についても取り組み、当社の考え方に共鳴して下さり、信頼・協力し合える社外ネットワーク作りにも積極的に取り組んで行きます。

株主の皆様におかれましては、何卒引き続き格段のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、偏にお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、木工機械・工作機械の製造、販売を主な事業としております。  
主要な製品は、以下のとおりであります。

木工機械：製材機／プレカット加工機／集成材・CLT加工機／合板・各種ボード加工機／ワイドベルトサンダ等

工作機械：自動車産業／プラスチック産業／鉄道車両産業／航空機産業／プリント基板産業等向け各種加工機

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 本 社 及 び 工 場 | 三重県伊勢市                           |
| 営 業 所       | 東京（港区）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市） |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 183名    | 2名減       | 40.3歳   | 19.0年       |

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,320,000株  
 (3) 株主数 965名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率   |
|-------------------------|----------|-----------|
| 木戸 修                    | 千株<br>89 | %<br>7.11 |
| 光通信株式会社                 | 67       | 5.34      |
| 菊川 厚                    | 63       | 5.06      |
| 株式会社百五銀行                | 55       | 4.41      |
| 株式会社平安コーポレーション          | 55       | 4.37      |
| 菊川 博史                   | 53       | 4.19      |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 51       | 4.11      |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 43       | 3.46      |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>（信託E口） | 41       | 3.26      |
| 株式会社三十三銀行               | 38       | 3.05      |

(注) 1. 持株比率は、自己株式（56,522株）を控除して計算しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度に係る信託財産の委託先であります。上記委託先が所有している当社株式（41,250株）は、計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員等の状況

#### (1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|-------|--------------|
| 代表取締役社長      | 菊川 厚  |              |
| 代表取締役副社長     | 菊川 博史 |              |
| 常務取締役        | 出口 行男 | 事務部門担当       |
| 取締役          | 高橋 正和 | 開発設計部長       |
| 取締役          | 一色 隆則 | 総務部長         |
| 取締役          | 小林 和浩 | 製造部長         |
| 取締役（常勤監査等委員） | 倉井 有子 |              |
| 取締役（監査等委員）   | 澁谷 良輔 |              |
| 取締役（監査等委員）   | 今井 義之 |              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）澁谷良輔氏及び取締役（監査等委員）今井義之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）倉井有子氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）澁谷良輔及び今井義之の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部統制事務局と監査等委員会との連携を可能とすべく、倉井有子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）澁谷良輔氏及び取締役（監査等委員）今井義之氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2021年6月29日開催の第140期定時株主総会において、新たに小林和浩氏が取締役に選任され、就任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象としないこととしております。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額及び算定方法は、業績向上への意欲を高めると共に持続的な発展を図るべく、経営内容や経済情勢を見定めた上で、株主総会にて承認された会社の規模や業績に見合った取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額の範囲内において、代表取締役が各取締役の職責や役位に応じた経営への貢献度を総合的に判断して立案し、取締役会にてその決議を行なう事とする。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、

- ・ 固定報酬としての月額基本報酬
- ・ 業績連動報酬としての役員賞与
- ・ 退任時に株主総会に付議される役員退職慰労金

から構成される。

全ては金銭報酬であり、非金銭報酬はない。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、下記決定方針に記載のとおり、当社の企業規模・近年の業績・他社水準などを鑑みるとともに、個人別の報酬等の内容について職責・役位・業績への貢献度を総合的に勘案した上で、独立社外取締役の意見も踏まえ報酬水準の相当性等を多角的に検討していることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

以下にそれぞれの決定における方針を示す。

#### a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、各取締役の個人別の役位・職責に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準などを考慮しながら、その月額を基本報酬として決定する。

また、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の役員退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として、毎年個人別に役員退職慰労金規程に基づき決定する。

b. 業績連動報酬等がある場合

業績連動報酬は、事業年度毎に企業を成長・発展させる事への対価として、経営内容や経済情勢も考慮した上で、当期の業績指標である経常利益に応じた範囲にて、短期業績連動報酬として企業規模や類似する業種・業態に属する企業をベンチマークとしながら、まずは取締役全員に対しての役員賞与の総額を決定し、その上で各取締役の役位・職責に応じて個人別の配分を決定する。

c. 非金銭報酬等がある場合

非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針該当なし。

d. 固定報酬等 a、業績連動報酬等 b 又は非金銭報酬等 c の額の取締役個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

当社では、固定報酬・業績連動報酬は上記の方針に基づき決定される。

従って、取締役の個人別報酬等の額（全体）に対する固定報酬と業績連動報酬の割合は、業績が向上することにより固定報酬に対する業績連動報酬の割合が高くなる。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬に関しては、月額での基本報酬として6月定時株主総会後の取締役会にて個人別の金額を決議し、定款で定めた任期である一年間を通じて均等に支給する。

業績連動報酬である役員賞与に関しては、業績に応じてその見積額を四半期毎に見直し、通期決算時に取締役会においてその総額を決定後、各取締役の役位・職責に応じて個人別の配分を行ない、株主総会の決算承認を経た上で、その終了時に支給を行なう。

役員退職慰労金に関しては、当該取締役の退任時に株主総会での承認を経た上で、役員退職慰労金規程に基づき、個人別の役員退職慰労金計上額を支給する。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役（社長等）に委任するときは、当該取締役（社長等）の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、当社の企業規模・近年の業績・他社水準などを鑑みて、代表取締役社長が個人別の報酬等の内容についての原案を職責・役位・業績への貢献度を総合的に勘案した上でとりまとめ、独立社外取締役を含む監査等委員会の意見を参考にした上で、取締役会において決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）    |                   |                      | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|
|                            |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等       | 役員退職<br>慰労引当<br>金繰入額 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 133,150<br>(-)     | 78,900<br>(-)     | 47,900<br>(-)     | 6,350<br>(-)         | 7<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 15,160<br>(4,650)  | 10,560<br>(3,600) | 4,600<br>(1,050)  | -<br>(-)             | 3<br>(2)              |
| 合計<br>（うち社外取締役）            | 148,310<br>(4,650) | 89,460<br>(3,600) | 52,500<br>(1,050) | 6,350<br>(-)         | 10<br>(2)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2017年6月29日開催の第136期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役一名）で、取締役（監査等委員）の員数は3名です。その限度内において監査等委員を含む取締役会で役員報酬を決定しております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額 52,500千円
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額 6,350千円
4. 上記のほか、2021年6月29日開催の第140期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、以下のとおり支給しております。
- |       |    |          |
|-------|----|----------|
| 退任取締役 | 1名 | 14,040千円 |
|-------|----|----------|
- （支給額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額、11,700千円が含まれております。）

#### (4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員） 澁谷良輔

該当事項はありません。

- ・取締役（監査等委員） 今井義之

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況・発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                       |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>澁谷 良輔 | 当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。<br>金融機関で営業のトップを務め、豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を独立した客観的な立場で行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>今井 義之 | 当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。<br>金融機関で監査・人材教育等を務め、長年にわたる財務分析と高い見識から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を独立した客観的な立場で行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 五十鈴監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行を法令及び定款に適合させ、会社全体の業務の適正さを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理意識を持って行動すべく、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社制度により監査等委員が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を厳正に監督する。また、当社の取締役は、当社の経営理念「われわれは、木材工業とともに歩むX年(\*)の歴史と伝統を重んじ、未来に挑戦すべく、労使協力し、日夜研鑽を重ね、我国産業発展振興の一翼を担う使命感をもちつづけ、社会に奉仕することにより、会社の繁栄と全員の幸を実現するため総力を結集しよう」の精神を踏まえ、コンプライアンス（行動規範／法令の遵守）を重視して内部統制システムの整備充実に努める。

(\*)X年・・・当社の創立からの歴史で読み替える（2022年5月現在124年）

#### ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書（電磁的記録を含む）は「取締役職務規則」に定める文書取扱方法に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存・管理する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対するリスク管理体制を「危機管理規則」に定め、平時からのリスクマネジメントにより、危機の発生を未然に防止するよう、細心の注意を払う。また、危機の発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切な対処を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役職務規則」により、取締役の責任と権限を明確にして、迅速かつ合理的な意思決定を心掛け、効率的な職務執行を行う。



**⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は監査等委員会の職務を補助する事務局的な部署並びに使用人は設置しない。但し、必要に応じて補助すべき使用人を置き得ることとする。

なお、その場合には、当該使用人の人事異動・人事評価査定などについては監査等委員会と事前協議を行い、その同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

**⑥取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令の規定事項のほか、次の事項を監査等委員会へ報告することとする。

- ・ 当社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その当該事実に関する事項
- ・ 当社の役職員が法令又は定款に違反する行為を行う恐れがあると考えられるとき、またはこれらの行為が行われてしまったとき、その当該事実に関する事項
- ・ 当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- ・ 当社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容
- ・ 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人については、その当該事項

**⑦監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

**⑧監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用等の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制を取る。とりわけ代表取締役並びに監査等委員は会計監査人との密接な情報交換を心掛け、適切かつ効率的な監査を目指す。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・取締役（監査等委員）は、取締役会他、重要な会議への出席並びに重要書類等の閲覧等また、内部監査部門及び会計監査人との連携を通じて監査・監督に関する重要事項の報告、協議及び決議をいたしました。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ・経営方針内の『内部統制方針』を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、月次マネジメントレビューの年度末毎の「内部統制の有効性の判断」項目にて、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、内部統制の運用上新たに見出された問題点等について「内部統制の不備の評価」の中で是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                 |            |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産         | 9,534,734  | 流 動 負 債                 | 1,037,357  |
| 現金及び預金          | 7,918,373  | 買 掛 金                   | 491,937    |
| 受 取 手 形         | 187,152    | 未 払 金                   | 51,560     |
| 売 掛 金           | 882,257    | 未 払 費 用                 | 49,272     |
| 有 価 証 券         | 200,000    | 未 払 法 人 税 等             | 16,359     |
| 製 品             | 26,806     | 未 払 消 費 税 等             | 23,844     |
| 仕 掛 品           | 192,908    | 前 受 金                   | 235,962    |
| 原材料及び貯蔵品        | 72,001     | 預 り 金                   | 25,051     |
| そ の 他           | 77,842     | 賞 与 引 当 金               | 90,870     |
| 貸 倒 引 当 金       | △22,606    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 52,500     |
| 固 定 資 産         | 3,022,561  | 固 定 負 債                 | 741,533    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,015,193  | 繰 延 税 金 負 債             | 442        |
| 建 物             | 557,266    | 退 職 給 付 引 当 金           | 596,632    |
| 構 築 物           | 25,928     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 115,825    |
| 機 械 及 び 装 置     | 209,986    | 従 業 員 株 式 給 付 引 当 金     | 28,633     |
| 車 両 運 搬 具       | 16,279     | 負 債 合 計                 | 1,778,891  |
| 工 具 器 具 備 品     | 14,005     | 純 資 産 の 部               |            |
| 土 地             | 1,191,727  | 株 主 資 本                 | 10,488,916 |
| 無 形 固 定 資 産     | 7,475      | 資 本 金                   | 660,000    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 7,475      | 資 本 剰 余 金               | 395,661    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 999,891    | 資 本 準 備 金               | 311,280    |
| 投 資 有 価 証 券     | 960,605    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 84,381     |
| そ の 他           | 39,286     | 利 益 剰 余 金               | 9,756,339  |
| 資 産 合 計         | 12,557,295 | 利 益 準 備 金               | 165,000    |
|                 |            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,591,339  |
|                 |            | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 346,927    |
|                 |            | 別 途 積 立 金               | 6,500,000  |
|                 |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,744,411  |
|                 |            | 自 己 株 式                 | △323,083   |
|                 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 289,487    |
|                 |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 289,487    |
|                 |            | 純 資 産 合 計               | 10,778,404 |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 12,557,295 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 4,175,313 |
| 売 上 原 価                 | 2,722,731 |
| 売 上 総 利 益               | 1,452,582 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,123,793 |
| 営 業 利 益                 | 328,788   |
| 営 業 外 収 益               | 128,912   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 23,077    |
| 売 電 収 入                 | 14,245    |
| 為 替 差 益                 | 17,907    |
| 助 成 金 収 入               | 62,027    |
| 雑 収 入                   | 11,653    |
| 営 業 外 費 用               | 5,336     |
| 支 払 利 息                 | 302       |
| 売 電 費 用                 | 4,887     |
| 雑 損 失                   | 147       |
| 経 常 利 益                 | 452,363   |
| 特 別 利 益                 | 27,810    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 27,810    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 480,173   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 162,215   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △18,233   |
| 当 期 純 利 益               | 336,191   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                |               |                      |                    |           |
|----------------------------|---------|-----------|----------------|---------------|----------------------|--------------------|-----------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |               | 利 益 剰 余 金            |                    |           |
|                            |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余<br>金 合 計 | 利益準備金                | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 |           |
|                            |         |           |                |               | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金          |           |
| 当 期 首 残 高                  | 660,000 | 311,280   | 84,381         | 395,661       | 165,000              | 351,915            | 6,500,000 |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 |         |           |                |               |                      | △4,987             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 自 己 株 式 の 取 得              |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 自 己 株 式 の 処 分              |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |         |           |                |               |                      |                    |           |
| 当 期 変 動 額 合 計              | —       | —         | —              | —             | —                    | △4,987             | —         |
| 当 期 末 残 高                  | 660,000 | 311,280   | 84,381         | 395,661       | 165,000              | 346,927            | 6,500,000 |

|                            | 株 主 資 本            |                  |          |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等             |                        | 純 資 産 合 計  |
|----------------------------|--------------------|------------------|----------|----------------|-----------------------------|------------------------|------------|
|                            | 利 益 剰 余 金          |                  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有 価<br>証 券 評 価<br>差 額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
|                            | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |                |                             |                        |            |
| 当 期 首 残 高                  | 2,664,702          | 9,681,618        | △274,558 | 10,462,721     | 324,353                     | 324,353                | 10,787,074 |
| 当 期 変 動 額                  |                    |                  |          |                |                             |                        |            |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 | 4,987              | —                |          | —              |                             |                        | —          |
| 剰 余 金 の 配 当                | △261,471           | △261,471         |          | △261,471       |                             |                        | △261,471   |
| 当 期 純 利 益                  | 336,191            | 336,191          |          | 336,191        |                             |                        | 336,191    |
| 自 己 株 式 の 取 得              |                    |                  | △49,529  | △49,529        |                             |                        | △49,529    |
| 自 己 株 式 の 処 分              |                    |                  | 1,004    | 1,004          |                             |                        | 1,004      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |                    |                  |          |                | △34,865                     | △34,865                | △34,865    |
| 当 期 変 動 額 合 計              | 79,708             | 74,720           | △48,524  | 26,195         | △34,865                     | △34,865                | △8,669     |
| 当 期 末 残 高                  | 2,744,411          | 9,756,339        | △323,083 | 10,488,916     | 289,487                     | 289,487                | 10,778,404 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年 機械及び装置 2～17年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥従業員株式給付引当金 従業員の株式給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「3. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、木工機械及び工作機械の販売に係る据付作業について、従来は製品の着荷時に収益を認識しておりましたが、据付作業の完了時に収益を認識する方法に変更しております。また、木工機械及び工作機械の輸出取引に係る収益認識においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、木工機械及び工作機械用部品の国内の販売において、出荷時から当該木工機械及び工作機械用部品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「出資金」(当事業年度は、3,020千円)は、金額的重要性が乏しくなったため当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,739,932千円

### 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,320,000株 | 一株         | 一株         | 1,320,000株 |

(2)自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 86,110株    | 12,022株    | 360株       | 97,772株   |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式数41,250株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少360株は、株式給付信託の交付による減少であります。



### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### イ. 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2021年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 191,325        | 150.00          | 2021年3月31日 | 2021年6月30日  |
| 2021年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 70,146         | 55.00           | 2021年9月30日 | 2021年11月29日 |

(注) 1. 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当6,241千円が含まれております。

2. 2021年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当2,268千円が含まれております。

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 88,443         | 利益剰余金 | 70.00           | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月30日 |

(注) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当2,887千円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については自己資金による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的な時価等の把握などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、短期間で決済されるものであります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、受取手形、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------|------------------|---------|---------|
| 投資有価証券  |                  |         |         |
| その他有価証券 | 956,230          | 956,230 | —       |

(注) 市場価格のない株式等

| 区分    | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 4,375            |

投資有価証券（その他有価証券）には含めておりません。

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）市場価格により算定した時価。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分      | 時価      |       |      |         |
|---------|---------|-------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |       |      |         |
| その他有価証券 |         |       |      |         |
| 国債・地方債等 | —       | 9,991 | —    | 9,991   |
| 株式      | 807,751 | —     | —    | 807,751 |
| 資産計     | 807,751 | 9,991 | —    | 817,742 |

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の貸借対照表計上額は138,488千円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|            |            |
|------------|------------|
| 賞与引当金      | 27,188千円   |
| 役員賞与引当金    | 15,708千円   |
| 退職給付引当金    | 178,512千円  |
| 役員退職慰労引当金  | 34,654千円   |
| 従業員株式給付引当金 | 8,567千円    |
| 投資有価証券評価損  | 41,213千円   |
| 減損損失       | 51,208千円   |
| 未払社会保険料    | 5,104千円    |
| 未払事業税      | 2,613千円    |
| 貸倒引当金      | 6,764千円    |
| その他        | 3,169千円    |
| 繰延税金資産小計   | 374,703千円  |
| 評価性引当額     | △128,572千円 |
| 繰延税金資産合計   | 246,130千円  |

## 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 固定資産圧縮積立金    | △148,208千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △98,364千円  |
| 繰延税金負債合計     | △246,573千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △442千円     |

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 8,818円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 272円60銭   |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

（当事業年度末41,250株 期中平均株式数41,329株）

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| 主要製品          | 当事業年度                         |
|---------------|-------------------------------|
|               | （自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） |
| 木工機械及び木工機械用部品 | 2,926,576                     |
| 工作機械及び工作機械用部品 | 1,248,737                     |
| 売上高合計         | 4,175,313                     |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ①木工機械及び工作機械の国内販売に係る収益

木工機械及び工作機械の国内販売については、顧客に製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

### ②木工機械及び工作機械の輸出販売に係る収益

木工機械及び工作機械の輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

### ③木工機械及び工作機械の据付作業に係る収益

木工機械及び工作機械の据付作業については、据付作業の完了時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

### ④木工機械及び工作機械用部品の国内販売に係る収益

木工機械及び工作機械用部品の国内販売について、出荷時から当該木工機械及び工作機械用部品の支配が顧客に移転する期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） |           |
| 受取手形                | 391,364   |
| 売掛金                 | 1,353,210 |
|                     | 1,744,575 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） |           |
| 受取手形                | 187,152   |
| 売掛金                 | 882,257   |
|                     | 1,069,409 |
| 契約負債（期首残高）          | 153,720   |
| 契約負債（期末残高）          | 235,962   |

(注) 契約負債は、顧客との契約に基づき木工機械及び工作機械の引渡前に顧客から受領した前受金に関するものであり、貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。当事業年度に認識した収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、153,720千円であります。

### ②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

#### (1)取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規則に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

#### (2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該自己株式の帳簿価額は115,087千円、株式数は41,250株であります。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

キクカワエンタープライズ株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人  
津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下津和也  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 端地忠司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キクカワエンタープライズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制事務局と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、五十鈴監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

キクカワエンタープライズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 倉 井 有 子<sup>Ⓔ</sup>

監 査 等 委 員 澁 谷 良 輔<sup>Ⓔ</sup>

監 査 等 委 員 今 井 義 之<sup>Ⓔ</sup>

(注) 監査等委員澁谷良輔及び今井義之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は88,443,460円となります。

これにより中間配当金として1株につき金55円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金125円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> |

| 現 行 定 款      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> | <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                      | きくかわあつし<br>菊川厚<br>(1962年9月2日生)  | 1987年4月 株式会社精工舎（現セイコープレシジョン株式会社）入社<br>1989年4月 当社入社<br>1989年6月 当社取締役<br>1993年6月 当社代表取締役専務<br>1997年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る          | 63,912株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>菊川厚氏は、取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                 |                                                                                                                                 |            |
| 2                                                                                                                                      | きくかわひろし<br>菊川博史<br>(1953年4月8日生) | 1977年4月 ヤンマーディーゼル株式会社入社<br>1984年1月 当社入社<br>1989年6月 当社取締役<br>1993年6月 当社常務取締役<br>1997年6月 当社代表取締役専務<br>2009年6月 当社代表取締役副社長<br>現在に至る | 53,000株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>菊川博史氏は、取締役副社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                           |                                 |                                                                                                                                 |            |
| 3                                                                                                                                      | でぐちゆきお<br>出口行男<br>(1947年7月17日生) | 1966年3月 当社入社<br>2003年10月 当社営業部長<br>2007年6月 当社取締役営業部長<br>2011年10月 当社常務取締役事務部門担当<br>現在に至る                                         | 3,000株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>出口行男氏は、長年に亘り当社事務部門を指揮し、経営管理・営業等において豊富な経験とともに人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                       |                                 |                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                     | ふりがな氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                         | たか かし まさ かず<br>高橋正和<br>(1955年1月7日生)       | 1973年3月 当社入社<br>2013年3月 当社開発設計部長<br>2015年6月 当社取締役開発設計部長<br>現在に至る      | 1,200株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>高橋正和氏は、長年に亘り当社開発設計部門を指揮し、豊富な経験と深い専門知識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。        |                                           |                                                                       |            |
| 5                                                                                         | いっ しき たか のり<br>一色隆則<br>(1960年7月28日生)      | 1981年3月 当社入社<br>2015年12月 当社総務部長<br>2020年6月 当社取締役総務部長<br>現在に至る         | 250株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>一色隆則氏は、長年に亘り当社総務部門を指揮し、長年の業務経験により、深い知識と確かな見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                           |                                                                       |            |
| 6                                                                                         | こ ばやし かず ひろ<br>小林和浩<br>(1965年4月2日生)       | 1988年4月 当社入社<br>2020年4月 当社開発設計部次長兼製造部次長<br>2021年6月 当社取締役製造部長<br>現在に至る | 180株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>小林和浩氏は、長年に亘り当社開発設計部門を指揮し、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。         |                                           |                                                                       |            |
| 7                                                                                         | ※<br>きく かわ けい いち<br>菊川慶一<br>(1991年5月31日生) | 2015年4月 当社入社<br>2020年1月 当社営業部長<br>現在に至る                               | 13,100株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>菊川慶一氏は、当社営業部門を指揮し、その役割・責務を実効的に果たしており、高い見識を有していることから、取締役候補者いたしました。        |                                           |                                                                       |            |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を追うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



取締役候補者の専門性と経験

| 候補者番号 | 取締役候補者 | 役職        | 企業経営 | マーケティング営業 | 生産技術<br>研究開発<br>DX・IT | 人材マネジメント |
|-------|--------|-----------|------|-----------|-----------------------|----------|
| 1     | 菊川 厚   | 代表取締役社長   | ◎    | ○         |                       | ◎        |
| 2     | 菊川 博史  | 代表取締役副社長  | ○    |           | ◎                     |          |
| 3     | 出口 行男  | 常務取締役     |      | ◎         |                       |          |
| 4     | 高橋 正和  | 取締役開発設計部長 |      |           | ◎                     | ○        |
| 5     | 一色 隆則  | 取締役総務部長   | ○    |           |                       | ○        |
| 6     | 小林 和浩  | 取締役製造部長   |      |           | ○                     | ○        |
| 7     | 菊川 慶一  | 営業部長      |      | ○         |                       | ○        |

| 候補者番号 | 取締役候補者 | 役職        | 財務会計 | 法務・リスク管理 | ESG環境・社会・統治 |
|-------|--------|-----------|------|----------|-------------|
| 1     | 菊川 厚   | 代表取締役社長   | ○    | ○        | ○           |
| 2     | 菊川 博史  | 代表取締役副社長  |      | ○        | ○           |
| 3     | 出口 行男  | 常務取締役     |      | ◎        | ○           |
| 4     | 高橋 正和  | 取締役開発設計部長 |      |          |             |
| 5     | 一色 隆則  | 取締役総務部長   | ◎    | ○        | ○           |
| 6     | 小林 和浩  | 取締役製造部長   |      |          | ◎           |
| 7     | 菊川 慶一  | 営業部長      |      | ○        | ○           |

※○をつけたスキルの中で特に代表的なスキルに◎を付けています。

#### 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2022年2月10日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

現在在任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）に対しては、それぞれの就任時から2022年6月末日までの期間に応じて当社における一定の基準に従い算出される金額の退職慰労金を、打ち切り支給いたしたいと存じます。

ただし、支給の時期につきましては、各取締役の退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、上記基準の範囲内で取締役会にご一任をお願いいたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴       |             |
|-------|----------|-------------|
| 菊川 厚  | 1989年6月  | 取締役         |
|       | 1993年6月  | 代表取締役専務     |
|       | 1997年6月  | 代表取締役社長（現）  |
| 菊川 博史 | 1989年6月  | 取締役         |
|       | 1993年6月  | 常務取締役       |
|       | 1997年6月  | 代表取締役専務     |
|       | 2009年6月  | 代表取締役副社長（現） |
| 出口 行男 | 2007年6月  | 取締役         |
|       | 2011年10月 | 常務取締役（現）    |
| 高橋 正和 | 2015年6月  | 取締役（現）      |
| 一色 隆則 | 2020年6月  | 取締役（現）      |
| 小林 和浩 | 2021年6月  | 取締役（現）      |

支給される役員退職慰労金は、各取締役の従前の功労を総合的に勘案し、取締役会で決定したものであり、12頁に記載した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものとして相当であると判断しております。

なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会から妥当である旨の意見を得ております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第136期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除くものとし、以下「対象取締役」という。）を対象に、新たに譲渡制限付株式報酬を導入いたしたいと存じます。ついては、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案の決議の効力は、第4号議案「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として発生するものとしします。

本議案による譲渡制限付株式報酬の制度（以下「本制度」という。）は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、かかる目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により付与される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として現物出資し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年5,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとしします。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、本議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を本議案の末尾に記載のとおり改定しております。本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本制度は当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっているほか、対

象取締役が発行又は処分される当社普通株式の総数は上記のとおりであり、希釈化率も軽微であるため、本議案及び本制度の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### （3）本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開

始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、本議案の内容につきましては、監査等委員会から妥当である旨の意見を得ております。

### <取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(2022年5月12日決議) >

#### 1. 基本方針

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額及び算定方法は、業績向上への意欲を高めると共に持続的な発展を図るべく、経営内容や経済情勢を見定めた上で、株主総会にて承認された取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長が各取締役の職責や役位に応じた経営への貢献度を総合的に判断して立案し、取締役会にてその決議を行なう事とする。

#### 2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、

- ①固定報酬としての月額基本報酬
- ②業績連動報酬としての役員賞与
- ③非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬

から構成される。

以下にそれぞれの決定における方針を示す。

① 固定報酬（金銭報酬）

固定報酬は、各取締役の個人別の職責や役位に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準などを考慮しながら、月額での基本報酬として毎年6月に開催される定時株主総会後の取締役会にてそれぞれの金額を決議し、定款で定めた任期である一年間を通じて均等に支給する。

② 業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬は、事業年度毎に企業を成長・発展させる事への対価として、経営内容や経済情勢も考慮した上で、当期の業績指標である経常利益に応じた範囲にて、その総額を四半期決算毎に随時見直しながら、通期決算時に取締役会において役員賞与として最終決定後、各取締役の職責や役位に応じて個人別に金額を配分した上で、毎年6月に開催される株主総会終了後に支給する。

③ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

当社が別途定める譲渡制限付株式報酬規定に基づき、職責や役位に応じて定めた当社株式を毎年7～8月に交付し、取締役退任時に譲渡制限を解除する。

④ 取締役個人別の上記①～③の各報酬の総額（全体）に対する割合の決定方針

固定報酬・業績連動報酬・非金銭報酬は上記の方針に基づき決定されるため、その結果として、取締役の個人別報酬等の総額（全体）に対する上記①～③のそれぞれの報酬の割合は、業績が向上することにより業績連動報酬の割合が高くなる。

以 上

メ モ

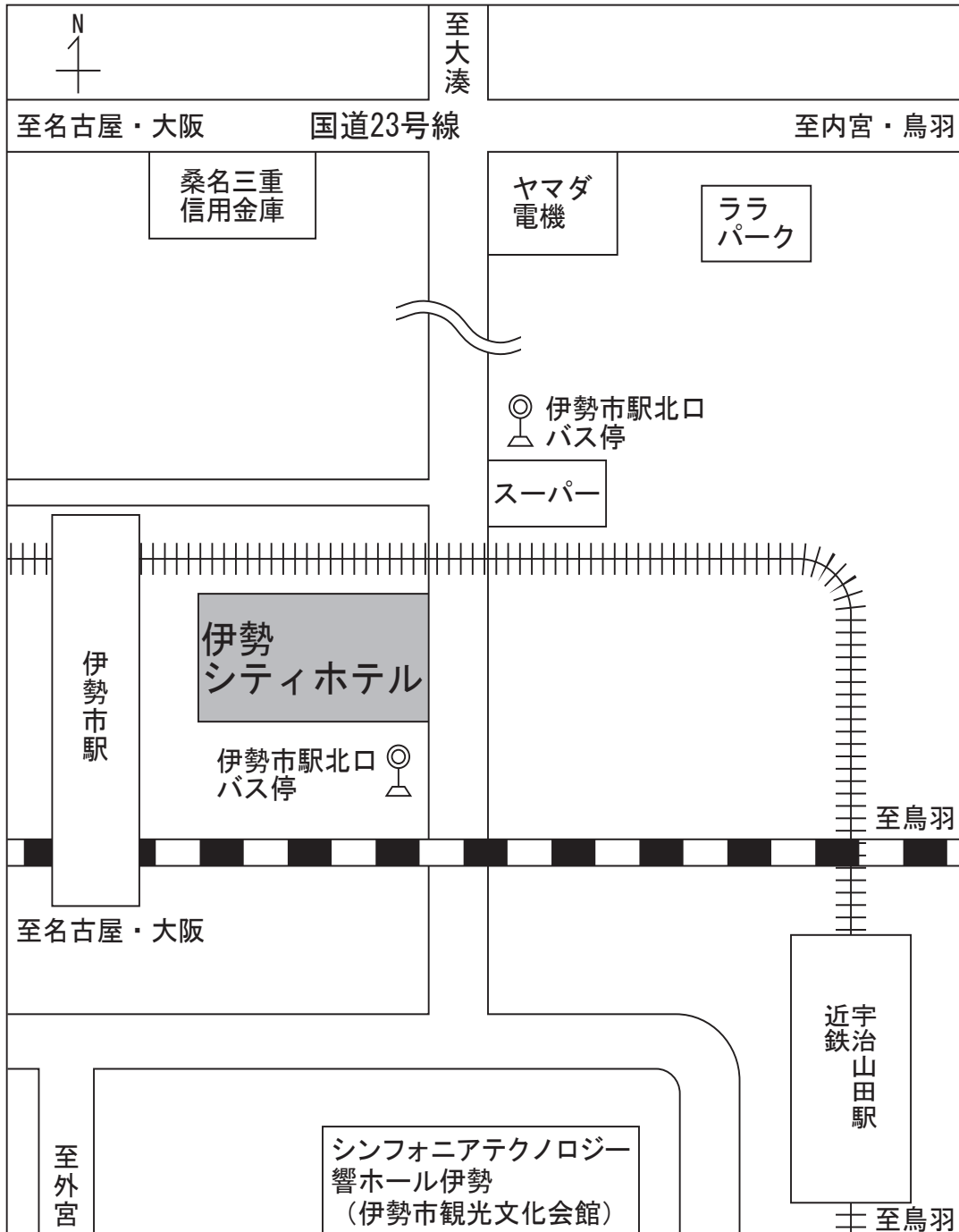
A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会 会場ご案内図  
 三重県伊勢市吹上1-11-31  
 伊勢シティホテル 2階 桃山の間  
 電話番号 0596-28-2111

☆交通機関

- ・近鉄 宇治山田駅又は伊勢市駅(北口)下車 徒歩各3分
- ・JR 伊勢市駅(北口)下車 徒歩3分

周辺地図



お願い：会場となるホテルに駐車場はございますが、スペースに限りがありますので、極力公共交通機関をご利用ください。